
茅ヶ崎市立小・中学校空調設備運用指針

茅ヶ崎市教育委員会

令和元年 5 月

目次

1	はじめに	1
(1)	本指針について	1
(2)	学校施設における環境負荷低減について	1
2	夏季の空調設備（冷房）の使用について	2
(1)	空調設備（冷房）の使用期間について	2
(2)	空調設備（冷房）の使用時間について	2
(3)	空調設備（冷房）の設定温度について	2
(4)	扇風機の活用について	3
3	冬季の空調設備（暖房）の使用について	3
(1)	空調設備（暖房）の使用期間について	3
(2)	空調設備（暖房）の使用時間について	3
(3)	空調設備（暖房）の設定温度について	4
(4)	加湿について	4
4	その他	4

1 はじめに

(1) 本指針について

本指針は、平成30・31年度に、全ての市立小・中学校普通教室に空調設備の設置が完了することを踏まえ、使用に際して地球環境にも十分配慮しつつ、適正かつ有効に使用してもらうため、空調設備の運用について一定の方向性を示すものです。

今後も、各小・中学校において、本指針を基に更なる省エネルギー化に向け、創意工夫を加えた取り組みをお願いします。

(2) 学校施設における環境負荷低減について

空調設備を導入することは、教育活動のなかで快適な学習環境を提供する一方で、室外機からの排熱によるヒートアイランド現象や、エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出といった環境に負荷を与えてしまう側面を持っています。

茅ヶ崎市教育委員会としても、施設面でより良い教育環境を提供するという責務を果たすと同時に、地球環境への負荷を少しでも低減するよう多様な取組を進めています。

更に、環境に対する負荷を一層低減するためには、各学校において、児童・生徒・教職員ひとり一人が環境問題に対する意識をより一層向上させ、一体となって取り組むことが重要です。

本指針を基に、各学校でより一層の創意工夫を加えながら、環境にやさしい空調設備の使用を進めるよう努めてください。

2 夏季の空調設備（冷房）の使用について

(1)空調設備(冷房)の使用期間について

概ね、6月中旬から9月下旬までを基本とします。

なお、児童・生徒の体調ならびに学習環境等を考慮して、使用期間を調整してください。

【参考】

学校環境衛生基準（文部科学省）では、教室内の温度は、夏季では28℃以下であることが望ましいとされています。

※稼働の目安にしてください

(2)空調設備(冷房)の使用時間について

空調設備の使用時間については、授業時間内を基本とします。

普通教室で授業を行わず、体育館や特別教室等で行う場合は、空調設備を必ず止めてください。

ただし、体育館や特別教室等での授業が一時限以内の場合に限り、付けたままでも構いません。また空調機を使用する際は、冷房効果を高めるために、必ず教室の出入り口の扉を閉め、可能であればカーテンを併用するなど遮熱対策を行ってください。

なお、授業時間外であっても補習や懇談会、進路指導や作品の展示作業などを行う場合は使用してもよいと考えますが、テストの採点などの事務作業は空調設備を止めて職員室で行ってください。

環境負荷の低減ならびに電気代の節約にご協力願います。

(3)空調設備(冷房)の設定温度について

基本的に空調設備(冷房)の設定温度は26℃～28℃とします。

設定温度の下げ過ぎは、体調を崩してしまう原因となり、エネルギーの無駄使いにもなります。

【参考】

学校環境衛生基準(文部科学省)では、教室内の温度について、夏季では25℃～28℃であることが最も学習に望ましいとされています。

※稼働の目安にしてください。

(4)扇風機の活用について

扇風機が設置されている教室については、扇風機を併用してください。

扇風機を併用することで、床にたまりがちな冷氣と天井付近の熱気を攪拌させ、教室
内全体に効率よく循環することができます。そのことにより、体感温度を下げ、より涼
しく感じる事ができ、空調効率も上がりエネルギーの節減にもつながります。

3 冬季の空調設備（暖房）の使用について

(1)空調設備(暖房)の使用期間について

概ね、12月上旬から2月下旬までを基本とします。

なお、児童・生徒の体調ならびに学習環境等を考慮して、使用期間を調整してくださ
い。

【参考】

学校環境衛生基準（文部科学省）では、教室内の温度は、冬季では17℃以上であ
ることが望ましいとされています。

*稼働の目安にしてください

(2)空調設備(暖房)の使用時間について

空調設備の使用時間については、授業時間内を基本とします。

普通教室で授業を行わず、体育館や特別教室等で行う場合は、空調設備を必ず止めて
ください。

なお、授業時間外であっても補習や懇談会、進路指導などを行う場合は使用してもよ
いと考えますが、テストの採点などの事務作業は空調設備を止めて職員室で行ってくだ
さい。

環境負荷の低減ならびに電気代の節約にご協力願います。

(3)空調設備(暖房)の設定温度について

基本的に空調設備(暖房)の設定温度は 18℃ とします。

設定温度の上げ過ぎは、体調を崩してしまう原因となり、エネルギーの無駄使いにもなります。

【参考】

学校環境衛生基準(文部科学省)では、教室内の温度について、冬季では18℃～20℃であることが最も学習に望ましいとされています。

※稼働の目安にしてください。

(4)加湿について

冬季は教室内が乾燥しやすいので、空調設備の使用時には、湿らせたタオルや、水を入れたバケツを教室の隅に設置するなど加湿を心掛けてください。

4 その他

・換気について

教室内の環境保持のため、時々窓を開けたり、換気扇をつけるなど十分な換気に努めてください。

また、掃除時間中は空調設備の電源を切り、窓を開けて実施してください。使用したまま掃除されますと、空調設備のフィルターにほこりが詰まり室内機が故障する恐れがあります。

・カーテンでの調節について

空調設備使用中は扉や窓を閉め、状況に応じてカーテンを閉めることで、外気熱を遮断し、効率よく教室内を冷やすことができ、エネルギーの節減につながります。